

[別紙1]

## 鳥取県再生可能エネルギー発電事業支援 補助金の事務手続きについて

### 1. 交付申請提出 (平成31年2月28日(木)まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

### 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

\* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

### 3. 事業開始 ※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】  
事業を変更(以下の場合)・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。  
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。  
○本補助金の増額を伴う変更  
○交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更

### 4. 事業完了 ※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

※事業の完了とは：電力受給開始の日とする。ただし、系統連系用電源線費用補助事業及び系統受入支援補助事業にあつて、送配電事業者へ支払った補償金の精算が電力受給開始日以降に行われる場合は、この精算の日を完了日とすることができる。

【事業が翌年度にわたる場合】  
進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

### 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から15日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

### 6. 補助金の支払い

※補助金額確定の通知後、支払いを行う。

資料提出・問い合わせ先 生活環境部・環境立県推進課・次世代エネルギー推進室  
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
0857 - 26 - 7879  
kankyourikken@pref.tottori.lg.jp